



平成 27 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 ザ・パック株式会社
代表者名 代表取締役社長 中 尾 吉 計
(コード番号 3950、東証 1)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 木 森 啓 至
電話番号 (06) 6972-1221

取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下同じ。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容に関する議案を、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大へのインセンティブとすることを目的として、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するものがあります。

なお、当社は、平成 22 年 3 月 30 日開催の第 58 期定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容

当社の取締役報酬は、平成 22 年 3 月 30 日開催の第 58 期定時株主総会決議において、年額 470 百万円以内とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬枠内で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額 30 百万円以内で付与するものであります。

本新株予約権の具体的な内容は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式20,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

200個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内の範囲で、当社取締役会の定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社取締役の地位（当該期間内に当社の監査役または執行役員へ地位の変更があったときは、その地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使可能な新株予約権を一括行使することができるものとする。
- ② 対象者は、新株予約権を割り当てられた年度の連結業績伸長率（売上高・営業利益額）が前年度に対し100%以上の場合のみ、当該年度に割り当てられた新株予約権を全て行使ことができ、100%未満の場合には、その度合いに応じ、当該年度に割り当てられた新株予約権の一部しか行使することが出来ない。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、当社取締役会の決議により発行し割り当てることを検討しております。

以 上